

特別割引用ICカード利用約款の補足事項

|         | 項目          | 文言  | 内容  |
|---------|-------------|---|---|
| 第16条    | 継続利用確認の時期   | 記名人は、年に1回 <b>所定の時期</b> に、当社から送付する通知書を確認し当社に返送するものとします。ただし、本カードの更新（有効期限到来）時においては、記名人は、窓口において、本カード、手帳および当社から送付する通知書の確認を受けるものとします。 | 誕生日月の約90日前（小学生は毎年1月）に(株)スルッとKANSAIから郵便往復ハガキが、カードの記名人ご本人または法定代理人に送付されます。<br>※小学5年2月～6年1月にお申込みいただいた方は、2月に送付されます。<br>本カードの更新（有効期限到来）時以外は、ハガキが届きましたら必ずカード記名人ご本人が、カード記名人ご本人であること、手帳の資格に変更がないこと（「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の区分に「第1種」の記載があること）、および、引き続きご利用を希望されること、をご確認いただき、ハガキを当社までご返送ください。 |
| 第17条第2項 | 新カード発行の申請時期 | 記名人は、有効期限後も本カードの利用を希望するときは、有効期限が到来するまでの <b>当社の定める相当期間内に、当社所定の方法</b> により、新たな本カードの発行を申請するものとします。                                  | 本条第3項により、有効期限到来時に第16条に定める確認を受けたときは、本項に定める申請があったものとみなされます。   |
| 第17条第3項 | 新カード発行の申請方法 | 記名人が本カードの更新（有効期限到来）時において、 <b>当社の定める相当期間内</b> に前条の確認を受けたときは、前項の申請があったものとみなします。   | カード有効期限が到来する月の前々月に通知書を当社から発送いたしますので、有効期限の到来するまでに第16条に定める確認を受け、ハガキを当社までご返送ください。  |
| 第38条第2項 | 再製・再発行手数料   | 前項に定めるカードの再製・再発行を受ける記名人は、 <b>当社所定の再製・再発行手数料</b> を支払うものとします。   | 紛失・盗難等での再発行の場合は、再製・再発行手数料としてカード1枚あたり1,650円（税込）をご負担いただきます。   |
| 第39条第2項 | バリュー払戻手数料   | 前項第4号の場合のほか当社が適当または必要と認めるときは、記名人は <b>当社所定のバリュー払戻手数料</b> を支払うものとします。   | バリュー払戻手数料は、カード1枚あたり550円(税込)をご負担いただきます。  |